

# 第4編 資料編



# 1 指標一覧

## 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち【くらし環境分野】

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>1-1 豊かな自然環境の保全</b>				
1-1-1 スマートエネルギーの推進	①再生可能エネルギー導入量	74,000kW	150,000kW	市内の再生可能エネルギー発電設備の導入量(設備容量)。(資源エネルギー庁による公表値)
	②家庭で省エネルギーの取り組みを行っている人の割合	—	80%	市民意識調査による数値。(2021年度(令和3年度)より市民意識調査に新たに設問として追加)
	③小・中学校における出前講座の実施回数	—	3回/年	市内の小・中学校への出前講座の年間実施回数。
1-1-2 自然環境の保全と環境学習の推進	①ボランティア活動への参加意識	34.0%	40.0%	市民意識調査による数値。(「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」に参加していると回答した人の割合)
	②CO <sub>2</sub> 排出削減に向けた環境への配慮の取り組み割合	—	50.0%	市民意識調査による数値。(2021年度(令和3年度)より市民意識調査に新たに設問として追加)
<b>1-2 快適な生活環境の整備</b>				
1-2-1 住みよい環境衛生の整備	①市民1人当たりのごみの排出量	933g/人・日	850g/人・日	環境基本計画の数値目標。(年間ごみ排出量/人口・日)
	②5374(ごみなし).jp御前崎市版のホームページアクセス数	—	18,000件/年	ごみカレンダーと分別表をスマホやタブレットなどインターネット環境から確認できるホームページへアクセスした回数。
	③ごみの出し方動画の視聴回数	—	500件/年	可燃物、ビニプラなど、ごみの種類別に作成されたごみ分別方法の説明動画について各動画の平均視聴回数(動画1種類当たりの視聴回数)。
	④狂犬病の予防接種率	68.5%	85.0%	畜犬登録数に対する狂犬病予防ワクチンの接種割合(接種した頭数/畜犬登録数)。老齢や病気により接種できない畜犬があるため100%の接種は不可能である。
1-2-2 きれいな水を守る生活環境の整備	①汚水処理人口普及率	84.8%	94.4%	下水道と合併処理浄化槽の普及率。
	②汚水処理費にかかる費用を下水道使用料で賄っている割合	34.7%	65.7%	汚水処理原価に対する使用料単価の割合。
	③下水道施設の耐震化率	30.0%	43.3%	耐震化計画施設に対する耐震化が完了した施設の割合。
	④ストックマネジメント計画に基づく設備の長寿命化率	5.1%	100.0%	対象設備数に対する長寿命化対策が完了した設備の割合。
1-2-3 安心・安全な水道水の提供	①濁水発生件数	8件/年	5件/年	断水を伴う、水道管(本管)の年間漏水件数及び施設事故件数。
	②給水にかかる費用を水道料金で賄っている割合	72.5%	85.0%	給水原価に対する供給単価の割合。(回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回る場合は、給水費用を給水収益以外で賄っている)

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
	③管路の耐震化率	21.8%	23.3%	管路の総延長に対する耐震管の延長割合。(K型継手は、軟弱地盤では耐震管に適合しないため含まない)
	④水道施設の耐震化実施箇所数	6 / 9 箇所	8 / 9 箇所	配水施設 9 箇所のうち耐震基準をクリアした施設数。【累計値】
1-2-4 多くの人 が利用し やすい利 便性の高 い公共交 通の確保	①自主運行バスの利用者数	79,269人/年	100,000人/年	御前崎市内線、相良御前崎線、相良浜岡線の年間利用者数。
	②地域協働バスの利用者数	4,135人/年	5,000人/年	朝比奈、新野、比木、佐倉、高松地区での地域協働バス年間利用者数。
	③市内の公共交通機関が利用しやすいと思う人の割合	6.5%	30.0%	市民意識調査による数値。「(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計の割合)
<b>1-3 安全・安心な地域づくり</b>				
1-3-1 交通事故 のない環 境づくり の促進	①人口1万人当たりの事故件数	39件/年	33件/年	1年間の人身事故発生件数を御前崎市の人口で割った値に10,000を掛けた値。
1-3-2 犯罪のな い安全・ 安心なま ちづくり	①犯罪率	0.26%	0.20%	市内で発生した1年間の刑法犯数を市の人口で割った値。
	②消費者被害救済対応率	100%	100%	事業者とのあっせんによる救済解の値。
	③市内で犯罪被害に遭う不安についての感じ方	45.4%	35.0%	市民意識調査による数値。「(「感じている」と「やや感じている」と回答した人の合計の割合)
1-3-3 災害に強 い地域づ くり	①女性防災指導員の確保	0人	4人	市内の女性防災指導員数。【累計値】
	②災害協定の整備件数	65件	80件	企業などとの災害協定締結数。【累計値】
	③御前崎市防災メール登録件数(アプリ登録含む)	2,609件	5,000件	御前崎市防災メールや公式LINEでの防災情報などの登録者数。【累計値】
1-3-4 消防・救 急救助体 制の充実	①人口1万人当たりの出火率	2.5件/年	2.2件/年	1年間の火災発生件数を御前崎市の人口で割った値に10,000を掛けた値。
	②住宅用火災警報器の設置率	64%	68%	市内の住宅用火災警報器設置世帯割合。(分母は市内の世帯数)
	③消防団員の充足率	87%	100%	定員に対する団員数の割合。
1-3-5 原子力に 関する正 しい知識 の普及	①視察・見学会などに参加し60%以上理解した人の割合	84%	90%	市が実施する原子力に関する視察・見学会への参加者を対象としたアンケート調査による数値。
	②浜岡原子力発電所の津波対策工事等の点検実施回数	11回/年	12回以上/年	静岡県と実施する浜岡原子力発電所の津波対策工事などにおける現地での点検回数。

## 2 市民協働による居ごちのよいまち【都市基盤分野】

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>2-1 快適な暮らしを支える都市空間の充実</b>				
2-1-1 市民の憩いの場となる公園管理	①公園施設長寿命化計画に基づく施設修繕の実施率	44%	80%	2025年度(令和7年度)までの実施予定計画事業費に対する実施済み箇所割合。
	②市内の公園について管理が行き届いている(景観が保たれている)と感じる市民の割合	—	50%	市民意識調査による数値。(2021年度(令和3年度)より市民意識調査に新たに設問として追加)
2-1-2 計画的な土地利用、都市施設の整備	①街路整備率	80.4%	85.0%	市内の都市計画道路の整備率。
	②空家バンク掲載物件における成約件数	—	15件	空家バンク掲載後の、成約(空家の解消につながった)件数。【累計値】
<b>2-2 快適な生活基盤の拡充</b>				
2-2-1 住み続けられる住宅改修の促進	①住宅の耐震基準を満たしている割合	68.8%	75.0%	分母は市内住宅総数、分子は昭和56年6月以降の新耐震基準で建築された住宅棟数+耐震基準を満たしている住宅棟数。(補強工事実施住宅含む)
	②お住まいの住居に対して満足している市民の割合	59.3%	70.0%	市民意識調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合)
2-2-2 快適な道水路網の整備	①道路整備に対して満足している市民の割合	44.1%	50.0%	市民意識調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合)
2-2-3 道路施設の耐震化の推進	①橋梁耐震化が完了した割合	39%	51%	被災した場合の交通影響や復旧費用を考慮し、分母は橋長10m以上の橋梁64橋、分子は耐震化実施橋梁。
<b>2-3 土木施設の適切な管理</b>				
2-3-1 道路・河川の長寿命化の推進	①橋梁の修繕が完了した割合	97%	100%	分母は定期点検の結果、健全度が目標管理水準を下回り、修繕が必要と判断された橋梁数。(2025年度までに修繕が必要な橋梁)
	②道路・河川愛護活動参加団体数	30団体	35団体	町内会などで実施している道路・河川愛護活動の参加団体数。(年1団体の増加を目標とする)【累計値】
	③個別施設計画策定数	0施設	2施設	2025年度までに道路施設、河川施設のなかより2施設分の長寿命化における個別施設計画を策定。【累計値】

### 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち【健康福祉分野】

政策・施策	指 標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>3-1 安心して出産・子育てができる環境整備</b>				
3-1-1 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり	①育児満足度(1.6歳、3歳)	94.0%	100%	健診アンケートにおけるフェイススケールで、育児について「にこにこ」、「まあまあ」と回答した人の合計の割合。
	②公式アプリの子育て情報登録者数	—	700人	公式アプリでの子育て情報などの登録者数。【累計値】(市内在住の妊婦から未就学児までの保護者約1,200人中の登録者)
	③待機児童数	12人	0人	毎年4月時点の待機児童数。
3-1-2 誰もが幸せに生活できる体制づくり	①家庭相談員・支援員訪問件数	300件/年	380件/年	子育てに不安を持つ家庭への保健師・家庭児童相談員の訪問と家事を援助するための支援員の訪問件数。(早期介入・継続支援による虐待予防を図る)
	②親子の絆づくり講座回数	3回/年	5回/年	子育てに悩む親に子どもの年齢に合わせた養育支援プログラムの年間開催数。
	③学習支援件数	8件/年	8件/年	福祉課の所管する児童の学習支援年間利用件数。
<b>3-2 心と体の健康づくり</b>				
3-2-1 自ら健康管理ができる環境づくり	①特定健診受診率	41.4%	50%	40歳以上の国民健康保険被保険者のうち、特定健診受診者の割合。(国民健康保険第2期データヘルス計画に準じた目標値。)
	②がん検診受診率	18.0%	21.1%	各検診対象者の総数に対する受診者数の割合。(年齢は69歳までとする)
	③健康マイレージ達成者の増加率	22.2%	11.7%	健康増進事業計画に準じた目標値。(事業初年度(H29)からの増加率)
	④食のまちづくり条例に関連した事業の達成率	—	100%	関係課の毎年度計画する「食のまちづくり条例」に関連した事業の実績。
	⑤ICTを取り入れた健康教育の実施率	—	100%	上半期と下半期でそれぞれ1件ずつ、健康教育に関する動画を作成し、ホームページなどで公開できた割合。
<b>3-3 地域が一体となった介護体制の整備</b>				
3-3-1 住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり	①新規要介護(支援)認定者の平均年齢	84歳	87歳	新規要介護(支援)申請者の平均年齢。(平均年齢をあげることで健康寿命の延伸を図る)
	②高齢者の通いの場への参加率	8%	10%	市内65歳以上高齢者の内、市内サロン・教室などへの参加実人数の割合。
	③研修修了者の介護職への就職者数	0人/年	30人/年	市が実施する介護入門研修修了者の介護事業所への就職者数。

政策・施策	指 標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
	④受給者1人当たりの介護県内順位	32位	28位	毎年度公表される静岡県内35市町における順位。(介護サービスを利用する費用が低いほど上位)
<b>3-4 だれもが社会参加できる環境整備</b>				
3-4-1 障がいのある人の暮らしを支える体制づくり	①就労に結びついた障がい福祉サービス利用者数	3人	6人	障害者総合支援法による障害福祉サービス利用者で自立のための訓練等給付などを受け、就労に結びついた人の人数。【累計値】
	②圏域単位での障がい福祉サービス施設整備数(居宅介護、生活介護、就労継続支援A型)	30施設	34施設	障害福祉サービスにおいて、需要が多い居宅介護、生活介護、就労継続整備数。【累計値】
3-4-2 地域での暮らしを支える体制づくり	①生活困窮者自立相談支援事業を利用した人の自立できた割合	82%	85%	年度内に生活困窮者自立相談支援事業を利用した人のなかで、自立により事業の継続が必要なくなった人の割合。
	②生活困窮者就労支援事業を利用した人の就職率	75%	80%	年度内に就労支援事業を利用した人のなかで、就職できた人の割合。
	③障がい者や高齢者にやさしいまちと感じる市民の割合	26.2%	30.0%	市民意識調査による数値。「(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計の割合)
	④人権が尊重されていると感じる市民の割合	36.6%	40.0%	
<b>3-5 信頼される医療体制の確立</b>				
3-5-1 市民が安心して利用できる病院づくり	①紹介率(他院から当院へ紹介状を持って受診した患者割合)	24.4%	35.0%	相互連携による安全・安心な医療を受けた割合。(患者を互いに紹介することにより、当院と他医療機関との間での連携が機能している程度を表す値) ・紹介率：(「文書による初診患者数」+「救急車搬送患者数」) / 「初診患者数」 ・逆紹介率：「紹介状提供数」 / 「初診患者数」
	②逆紹介率(当院から他院へ紹介した患者割合)	22.9%	34.2%	
	③経営収支比率	96.8%	97.0%	病院事業収益 / 病院事業費用
	④看護師奨学金の新規利用者数	3件/年	5件/年	看護師奨学金の年間新規利用者数。
	⑤患者満足度(5点満点)	4.34点	4.70点	病院で実施する外来患者・入院患者を対象とした満足度調査の平均点。
3-5-2 地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり	①1診療所あたりの人口	2,915人	2,800人	人口規模に対して、必要な診療所数を確保するための目標数値。(全人口 / 診療所数)



#### 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち【経済産業分野】

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>4-1 豊かな自然を生かした観光の推進</b>				
4-1-1 地域の特色を生かした観光の推進	①観光交流客数	228万9,728人/年	235万人/年	市内の観光施設に訪れた年間人数。(イベントなども含む)
	②御前崎市の観光施設整備や観光イベントへの取り組みの満足度	26%	30%	市民意識調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合)
<b>4-2 特色を生かした農水産業の振興</b>				
4-2-1 持続可能な農業の推進(人材育成・農業生産基盤)	①新規就農者数(個人・法人等経営体数)	22人	30人	市内での新規就農者の実数。【累計値】
	②認定農業者1人当たりの耕作面積	3.3ha	4.0ha	市内在住認定農業者の耕作面積を認定農業者数で除した値。
	③老朽化した農業用水パイプラインの再整備(受益地面積)	0ha	130ha	老朽化した農業用水パイプライン施設を改修した受益地延べ面積。【累計値】
	④地域で守る農地面積	103ha	200ha	多面的機能支払交付金の対象農用地と集落営農組織などが管理する合算面積。【累計値】
	⑤スマート農業の実証ほ場数	0箇所	3箇所	AIやICT技術を活用した実証ほ場数。【累計値】
	⑥道の駅直売所来場者数(レジ通過者数)	112万人	212万人	道の駅(風のマルシェ)における開所からのレジ通過者数。【累計値】
4-2-2 水産業の振興と特産品の販売流通促進	①新規就漁者数(経営体数)	8人	15人	市内での新規就漁者の実数。【累計値】
	②御前崎魚市場の水揚げ高	14億5,000万円/年	15億円/年	毎年度公表される静岡県卸売市場関係資料の数値。
	③農畜水産物のブランド認定数	5件	25件	御前崎ブランド認定数。【累計値】
<b>4-3 活気ある商工業の振興</b>				
4-3-1 創業・起業支援	①創業・起業相談者数	51人/年	80人/年	創業支援機関への年間相談件数。(創業セミナーへの参加も含む)
	②創業・起業件数	17件/年	20件/年	年間に市内で創業または起業した件数。
	③御前崎市の産業活動の活力についての考え方	18.4%	25.0%	市民意識調査による数値。「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」と回答した人の合計割合)
4-3-2 既存産業の成長支援と地域特性を生かした産業の創出	①商工業振興資金交付率	100%/年	100%/年	商工業振興資金交付率。(新規)
	②起業育成資金交付件数	4件/年	10件/年	企業育成資金利子補給交付件数(新規)。
	③御前崎市の産業活動の活力についての考え方	18.4%	25.0%	市民意識調査による数値。「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」と回答した人の合計の割合)



政策・施策	指 標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>4-4 にぎわいのある港の創出</b>				
4-4-1 人が集まるに ぎわい空間の 創出	①全国のコンテナ 取扱貨物量に対 する御前崎港の 利用割合	0.17%	0.15%以上 (維持)	御前崎港のコンテナ取扱貨物量の 全国数値に対する割合。(現状値は 2019年の数値)
	②クルーズ船など の寄港数	4回(隻)/年	3回以上 (隻)/年	御前崎港への年間寄港回数もしく は寄港隻数。

## 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり【教育文化分野】

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>5-1 子どもが育つ基盤づくり</b>				
5-1-1 スクラムによる市全体の教育力の向上	①小・中学校での地域教材を扱った授業にかかわる地域人材数	499人	620人	学校教育課のアンケートによる数値。
5-1-2 人としての根を養うための、市の特色を生かした教育の推進	①青少年指導者初級認定者数	163人	300人	静岡県の青少年指導者認定事業における市内の初級認定者数。【累計値】
	②地域の行事に参加する児童・生徒数の割合	54%	70%	全国学力・学習状況調査による質問紙の数値。
	③毎日(平日)同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合	78.6%	85.0%	学校評価による数値。
	④家庭教育支援の場	3ヶ所	5ヶ所	市内の家庭教育支援の場(だれでも食堂もぐもぐ等)の実施箇所数。【累計値】
<b>5-2 スクラム・スクール・プラン(園・小・中・高の途切れのない教育)で推進する子どもの育成</b>				
5-2-1 生きていく力の基礎の育成	①「園に通うことを楽しみにしている」子どもの割合	93%	95%	市内の保育園、幼稚園、こども園に通うこどもの保護者へのアンケート調査による数値。
	②園におけるクラス数に対する支援員の割合	58%	70%	園におけるクラス数に対する支援員の割合。
5-2-2 変化の激しい今後の社会を生き抜くための資質・能力の育成	①標準学力調査の全国平均正答率の差(小2~小5)	-5.2ポイント	-5ポイント以内	全国平均正答率と本市平均正答率との差(ポイント) ※R4.10_単位修正
	②小・中学校に通う児童の欠席率	3%	2%	小中学生不登校児童・生徒経年比較による数値。
5-2-3 子どもたちが可能性に挑戦できる教育環境の整備	①学校再編計画の策定	—	策定	20年後の少子化の進行を考慮し、学校の適正配置、規模を確保するため、学区の再編を含む学校再編計画を策定。
	②学校施設の長期改修計画の策定	—	策定	老朽化が進む学校施設の長寿命化と改修を計画的に進めるために長期改修計画を策定。
	③電子黒板等ICT教育機器等の導入計画の策定	—	策定	GIGAスクール端末を導入し、それを生かした学校学習環境にするため、ICT教育機器などの導入計画を策定。
5-2-4 子どもたちの心と体を支える安全で魅力ある学校給食の提供	①食材の地産地消率	県内産 37.4% 市内産 26.3%	県内産 63.0% 市内産 31.0%	給食センターが提供する全品目に対する県内産、市内産の値。
	②給食に対する満足度	—	80%	2021年度(令和3年度)より、給食センターが提供する児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。

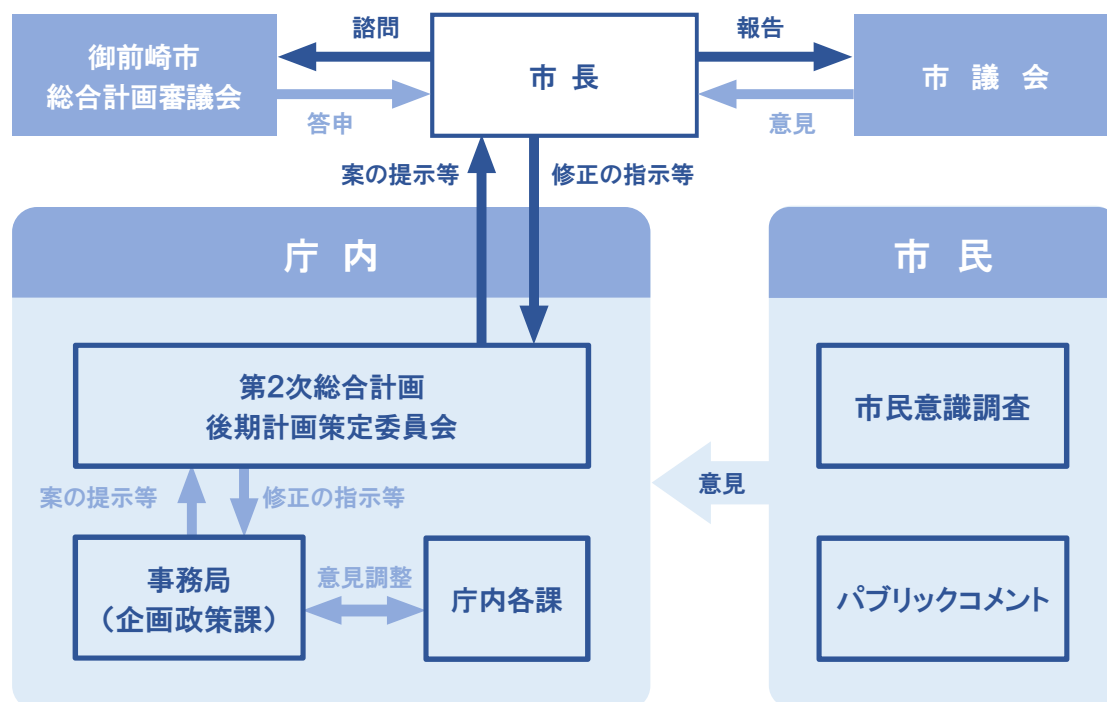
政策・施策	指 標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>5-3 自分とみんなの学びによって地域の活力となる学びの循環づくり</b>				
5-3-1 笑顔でつながる学びの輪の醸成	①生涯学習講座参加者の満足度(市民講座)	—	95%	生涯学習ガイドブック掲載の市民講座の参加者アンケートで「とても満足」「満足」と回答した人の合計の割合。
	②自己を磨く努力を実施している市民の割合	36%	40%	市民意識調査による数値。(「よくしている」と「少しはしている」と回答した人の合計の割合)
5-3-2 市民の豊かな心を育み、暮らしに寄り添う図書館づくり	①御前崎市の子どもの1人当たりの年間児童書貸出冊数	26.9冊/年	28冊以上/年	市立図書館における児童書貸出冊数の内、市内12歳以下の子どもが借りた平均冊数。
	②図書館サービスの充実に満足している市民の割合	92.9%	91%以上(維持)	市民意識調査による数値。(図書館利用者を対象として「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合)
	③年間利用者数(年間来館者+図書館サービス利用者)	148,856人/年	150,000人/年	市立図書館の年間利用者数。(ホームページでの資料予約者、館外で開催された講演会や講座への参加者も含む)
5-3-3 心身ともに健康な市民を目指したスポーツの振興	①幼児を対象としたスポーツ教室の開催	13回/年	15回/年	市民プール、B&G海洋センターなどで開催する幼児を対象としたスポーツ教室の実施回数。
	②軽スポーツを取り入れた教室・大会への参加者数	397人/年	450人/年	スポーツ推進委員会などが主催するソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどの軽スポーツ教室・大会への参加者数。
5-3-4 文化・芸術の継承と振興及び文化財の保護と活用	①指定文化財の指定数	32	33	市内の未指定の文化財が市や県及び国の指定文化財に指定された数。 【累計値】
	②文化財講座の満足度	90%	90%(維持)	埋蔵文化財出張事業や体験学習、文化財巡りなどの文化財講座を開催後のアンケート調査による数値。
	③ウミガメ保護活動の認知度	65.4%	80.0%	市民意識調査による数値。(「よく知っている」と「少しは知っている」と回答した人の合計の割合)

## 6 市民とともに経営する自律したまち【経営管理分野】

政策・施策	指標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
<b>6-1 市民力・地域力・行政組織力の向上</b>				
6-1-1 市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり	①行政と市民の協働への取り組みに満足している市民の割合	17.2%	25.0%	市民満足度調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合
	②地区センター施設利用者及び地区センター行事参加者数	178,387人/年	200,000人/年	市内8地区の地区センター施設利用者及び地区センター行事参加者数。
	③海外研修内容に満足している参加者数の割合	98.3%	100%	海外研修参加者へのアンケート調査による合計の割合。
	④男女が共同して参画する社会づくりに満足している市民の割合	18.6%	30.0%	市民満足度調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合
6-1-2 市民の期待に応える人材の育成	①市役所の仕事に満足している市民の割合	43.6%	70.0%	市民意識調査による数値。「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合
	②仕事にやりがいを感じている職員の割合	78.3%	90.0%	ストレスチェック独自アンケートによる数値。「たいへんそうに感じる」と「どちらかといえばそう感じる」と回答した人の合計の割合
<b>6-2 公共施設マネジメントの推進</b>				
6-2-1 安全・安心で最適な公共施設の運営	①公共施設の延床面積の削減値	160,449㎡	152,426㎡ (0.5割減)	歳入歳出決算書：財産に関する調書。(延面積計 決算年度末現在高)
<b>6-3 健全で効果的な財政運営</b>				
6-3-1 経営感覚を生かした財政運営	①経常収支比率	87.2%	85.0%以下	経常収支比率＝経常一般財源等歳出決算額÷経常一般財源等歳入決算額(地方財政状況調査14表、5表)
	②自主財政比率	58.3%	60.0%以上	自主財源比率＝自主財源合計額÷歳入合計額(自主財源…市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、繰入金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入)
<b>6-4 有用性の高い情報活用</b>				
6-4-1 スマート自治体の実現	①電子申請可能率	48%	100%	目標とする件数(50件)のうち電子申請が可能な割合。
	②サーバからクラウドへの移行台数(2019年度(令和元年度)から移行したもの)	0台	10台	パソコンシステムにおけるサーバからクラウドへ移行した台数。【累計値】(2019年度(令和元年度)から移行したもの)
6-4-2 市民の生活を高める情報の提供と傾聴	①市公式LINEの友だち登録者数	—	2,500人	市の公式LINEの友だち登録者数。【累計値】
	②ひらめき提案箱やSNS等で寄せられた提案や意見の件数	16件/年	50件/年	ひらめき提案箱やSNSなどで寄せられた市政への提案や意見の年間件数。

政策・施策	指 標	現状値	目標値	指標の説明(出典、調査機関等)
6-4-3 シティプロモーションの推進	①魅力度市町別ランキング(対象1,000市町村)	324位	200位	株式会社ブランド総合研究所発行の地域ブランド調査による順位。
	②今後も住みたいと思う市民の割合	68.4%	75.0%	市民意識調査による数値。「今後も住みたい」と「当分住みたい」と回答した人の合計割合
	③移住者数	799人	2,900人	御前崎市へ転入後、5年以上居住している人数。【累計値】
<b>6-5 広域連携による効率的な行政運営</b>				
6-5-1 広域的な課題解決への対応	①広域での事業実施回数	1回	10回	広域行政構成市町での共同事業実施回数。(遠州広域行政推進会議等)【累計値】

## 2 策定体制



## 3 策定経緯

日程		概要
2020年 (令和2年)	4月3日	幹部会議にて後期基本計画策定及び策定委員会設置を報告
	6月下旬	前期基本計画の施策評価の実施
	7月初旬	市民意識調査の実施
	8月21日	市長インタビューの実施（後期基本計画の策定に向けて）
	10月12日 ～10月15日	関係各課とのヒアリング実施（25課）
	11月9日	第1回 第2次総合計画後期計画策定委員会にて審議
	11月17日	第1回 総合計画審議会にて審議
	12月14日	御前崎市議会総合開発計画策定委員会にて審議
2021年 (令和3年)	1月6日 ～1月26日	パブリックコメントを実施
	2月8日	第2回 第2次総合計画後期計画策定委員会にて審議
	2月15日	第2回 総合計画審議会にて審議
	3月3日	第3回 第2次総合計画後期計画策定委員会にて審議
	3月22日	公表



## 4 御前崎市総合計画条例

(平成26年9月29日条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ長期的な行政運営を図るため、市の総合計画の策定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ長期的な行政運営を図るための計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画を踏まえた市政の具体的な計画であつて、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 総合計画は、総合的かつ長期的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。
- 3 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、御前崎市総合計画審議会条例(平成16年条例第164号)第1条に規定する御前崎市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、前条に規定する御前崎市総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 市長は、行政各部門における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 御前崎市総合計画審議会条例

(平成16年9月30日条例第164号)

改正 平成23年3月23日条例第3号 平成25年4月1日条例第1号  
平成29年3月24日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御前崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、御前崎市総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 6 第2次御前崎市総合計画後期計画策定委員会設置規程

(令和2年5月11日訓令第11号)

(設置)

第1条 第2次御前崎市総合計画後期計画（以下「後期計画」という。）の策定を目的に、第2次御前崎市総合計画後期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後期計画の策定及び進行管理に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長には市長を、副委員長には副市長を、委員には教育長及び部長の職に当たる者をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 7 総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	小泉 祐一郎	静岡産業大学 教授
副会長	長谷川 勝治	御前崎市総合計画策定審議会委員（前期）
委員	松林 政仁	御前崎市商工会 事務局長
委員	鈴木 英弘	遠州夢咲農業協同組合 浜岡営農経済センター センター長
委員	大澤 香	ハイナン農業協同組合 御前崎支店 支店長
委員	山岸 秀巳	南駿河湾漁業協同組合 本所 総務部長
委員	小野木 邦治	御前崎市観光協会 事務局長
委員	増田 喜巳子	御前崎市子ども・子育て会議 委員長
委員	増田 久美子	御前崎市校長会 会長（第一小学校長）
委員	岡村 千恵子	御前崎市民生委員児童委員協議会 地区会長
委員	尾藤 康廣	御前崎市町内会連合会 連合会長
委員	横田 奈美子	市民代表（御前崎市女性人材バンク「やまももネット」）
委員	田中 麻友美	市民代表（移住者）
委員	西尾 方宏	掛川公共職業安定所 所長
委員	杉本 達男	静岡県西部地域局 局長

## 8 後期計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	柳澤 重夫	市長
副委員長	鴨川 朗	副市長
委員	河原崎 全	教育長
委員	増田 正行	総務部長
委員	早田 和弘	危機管理部長
委員	鈴木 雅美	市民生活部長
委員	大倉 勝美	健康福祉部長
委員	山本 正典	建設経済部長
委員	長尾 詔司	教育部長
委員	村松 光浩	病院事務部長
委員	松下 貴幸	消防長
委員	石垣 伸博	政策監

## 9 総合計画審議会諮問・答申

《諮問》

御 企 第 197 号  
令和3年1月18日

御前崎市総合計画審議会  
会長 小泉 祐一郎 様

御前崎市長 柳澤 重夫

第2次御前崎市総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

御前崎市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次御前崎市総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

《答申》

答 申 書

令和3年3月2日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

御前崎市総合計画審議会

会長 小泉 祐一郎

第2次御前崎市総合計画後期基本計画について(答申)

令和3年1月18日付け御企第197号により当審議会に諮問された第2次御前崎市総合計画後期基本計画の策定について、当審議会における慎重な審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

第2次御前崎市総合計画後期基本計画は、今後の御前崎市政運営の基礎となる計画として、適切なものであると認めます。

なお、今後の実施計画の策定、総合計画の執行に向けて、次のとおり意見を付しますので十分に配慮されたい。

- 1 目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応すべく、本計画にとらわれることなく、必要に応じて施策や目標の見直しを図ること。
- 2 財源の減少が見込まれるとともに、市民一人一人の価値観も多様化していくなかで、持続可能な行政サービスの実施に向け、行財政の効率化、財源に留意した計画的な執行を図ること。
- 3 各年度における進捗状況を確認し、広く市民に公表すること。